

武蔵野市放課後等デイサービス施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月9日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市放課後等デイサービス施設条例の一部を改正する条例

武蔵野市放課後等デイサービス施設条例（令和元年12月武蔵野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(利用料金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該放課後等デイサービスに要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に放課後等デイサービスに要した費用の額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該放課後等デイサービスに要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に放課後等デイサービスに要した費用の額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>字句の改正</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。